

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

1 条例の目的

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としている。

2 改正理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、介護補償の額を改定するとともに、休業補償に係る規定を整備する。

3 改正内容

(1) 休業補償の支給に係る、休業補償を行わない期間について規定を整備する(第7条)

(2) 介護補償の額を引き上げる。(第11条)

ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

171,650円 → 172,550円

イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

75,290円 → 77,890円

ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

85,780円 → 86,280円

エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

37,600円 → 38,900円

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 実施時期

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、上記3(1)の改正規定については、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(休業補償)</p> <p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u>(中野区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める場合に限る。)は、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(休業補償)</p> <p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>次に掲げる場合</u>(中野区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める場合に限る。)は、その拘禁され、<u>又は収容されている期間</u>については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) <u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u></p> <p>(2) <u>婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p>
<p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>172,550円</u>を超えるときは、<u>172,550円</u>)</p>	<p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>)</p>

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下である場合に限る。） 77,890円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が86,280円を超えるときは、86,280円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下である場合に限る。） 38,900円

第12条～第29条（略）

附則（略）

別表（略）

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下である場合に限る。） 75,290円

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が85,780円を超えるときは、85,780円）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下である場合に限る。） 37,600円

第12条～第29条（略）

附則（略）

別表（略）

(経過措置)

3 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定により介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。